



2025 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社カドス・コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 工藤 博丈
(コード番号：211A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 那須 聖
(TEL. 083-974-5007)

監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年10月24日開催予定の第27回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、移行後の役員人事及び定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものであります。

(2) 移行の時期

2025 年 10 月 24 日開催予定の第 27 回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただくことを条件として、移行する予定であります。

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2025 年 10 月 24 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議）

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
杉田 茂樹	代表取締役	同左
工藤 博丈	代表取締役	同左
那須 聖	取締役	同左
円道 正仁	取締役	(新任)
徳田 哲夫	取締役	(新任)

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
安江 隆一	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
藤浦 敏明	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
木下 結香子	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
古賀 純子	社外取締役（監査等委員）	社外取締役

(3) 退任予定取締役

氏名	役職名
稲葉 和彦	社外取締役

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ②上記の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための第 27 回定時株主総会開催日 2025 年 10 月 24 日（予定）

定款変更の効力発生日 2025 年 10 月 24 日（予定）

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	(現行どおり)
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人
第2章 株 式	(現行どおり)
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	(現行どおり)
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	(現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は <u>3名以上10名以内</u> とする。 (新設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 2 (条文省略)	(取締役の選任) 第20条 当社の取締役の選任は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2 (現行どおり)
(取締役の任期) 第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内の終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (新設) 2 <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(取締役の任期) 第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>増員又は補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>4 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会の決議をもって、<u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会の決議をもって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略) 2 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は短縮することができる。 3 取締役会は、<u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり) 2 取締役会の招集通知は、<u>各取締役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は短縮することができる。 3 取締役会は、<u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。(削除)
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第26条 会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会議事録) 第26条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録	(取締役会議事録) 第27条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録

現行定款	変更案
を作成し、出席した <u>取締役及び監査役</u> がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。	を作成し、出席した <u>取締役</u> がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。
第 <u>27</u> 条～第 <u>28</u> 条（条文省略）	第 <u>28</u> 条～第 <u>29</u> 条（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第 <u>29</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（取締役の報酬等） 第 <u>30</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員</u> である <u>取締役</u> とそれ以外の <u>取締役</u> とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
第 <u>30</u> 条～第 <u>32</u> 条（条文省略）	（削除）
（常勤の <u>監査役</u> ） 第 <u>33</u> 条 <u>監査役会</u> は、その決議によって常勤の <u>監査役</u> を選定する。	（常勤の <u>監査等委員</u> ） 第 <u>31</u> 条 <u>監査等委員会</u> は、その決議によって <u>監査等委員</u> の中から常勤の <u>監査等委員</u> を選定することができる。
（ <u>監査役会</u> の招集） 第 <u>34</u> 条 <u>監査役会</u> は、各 <u>監査役</u> が招集する。 2 <u>監査役会</u> の招集通知は、会日の3日前までに各 <u>監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 <u>監査役</u> 全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで <u>監査役会</u> を開催することができる。	（ <u>監査等委員会</u> の招集） 第 <u>32</u> 条 <u>監査等委員会</u> は、各 <u>監査等委員</u> が招集する。 2 <u>監査等委員会</u> の招集通知は、会日の3日前までに各 <u>監査等委員</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 <u>監査等委員</u> 全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで <u>監査等委員会</u> を開催することができる。
（ <u>監査役会</u> の決議方法） 第 <u>35</u> 条 <u>監査役会</u> の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査役</u> の過半数をもって行う。	（ <u>監査等委員会</u> の決議方法） 第 <u>33</u> 条 <u>監査等委員会</u> の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し</u> 、その過半数をもって行う。
（ <u>監査役会議事録</u> ） 第 <u>36</u> 条 <u>監査役会</u> の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した <u>監査役</u> がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。	（ <u>監査等委員会議事録</u> ） 第 <u>34</u> 条 <u>監査等委員会</u> の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した <u>監査等委員</u> がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。
（ <u>監査役会</u> 規程） 第 <u>37</u> 条 <u>監査役会</u> に関する事項は、法令又は本定款のほか、 <u>監査役会</u> において定める <u>監査役会</u> 規程による。	（ <u>監査等委員会</u> 規程） 第 <u>35</u> 条 <u>監査等委員会</u> に関する事項は、法令又は本定款のほか、 <u>監査等委員会</u> において定める <u>監査等委員会</u> 規程による。
第 <u>38</u> 条～第 <u>39</u> 条（条文省略）	（削除）

現行定款	変更案
第6章 会計監査人	(現行どおり)
第40条～第41条 (条文省略)	第36条～第37条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計 算	(現行どおり)
第43条～第46条 (条文省略)	第39条～第42条 (現行どおり)
(新設)	<u>(附則)</u>
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 1. <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、2025年10月24日開催定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の行為に関する同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>2025年10月24日開催定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前に在任していた監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u>